

専決処分した事件の報告について

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和4年5月9日提出
霧島市長 中 重 真 一



専決第4号

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日
霧島市長 中重 真一



霧島市条例第 19 号

令和 4 年 3 月 31 日

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

霧島市介護保険条例の一部を改正する条例

霧島市介護保険条例（平成 17 年霧島市条例第 165 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日」に、「令和 3 年 4 月 1 日以降」を「令和 4 年 4 月 1 日以降」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。